**南港ポートタウンテニス連盟規約**

第1章　名称及び事務局

第１条　本連盟は、南港ポートタウンテニス連盟（略称南港テニス連盟）と称し事務局を理事長宅に置く。

第2章　目的及び事業

第２条　テニスを通じて、南港ポートタウンの住民の親睦を図ることを目的とする。

第３条　前条の目的を達成するため次の事業を行う。

　　　　（１）南港ポートタウンテニス大会の開催

（２）キッズテニスクラブの運営　 　　　　　　　　　　　　　 \*6

　　　　（２）その他必要な事項

第3章　会　員

第４条　会員は、原則として南港ポートタウンに居住し、本連盟の認めるテニスクラブに所属しているものとする。

第５条　本連盟の認めるテニスクラブとは、理事会において加盟を認められ、３０名以上の会員で組織された団体を云う。

第4章　役　員

第６条　本連盟は、会員の信託のもとに選出された次の代表者（以下理事等）で構成される理事会がこれを運営する。

　　　（１）理　事：各クラブで会員の互選によって選出されたもの。

各クラブ3名以上、会員１０名毎に１名を限度とする。

　　　（２）テニスコート管理責任者：南港ポートタウン連合町会より委嘱されたもの。

　　　（３）顧問：理事会が連盟の運営に必要と認めたもの。

第７条　本連盟の理事会に次の役員を置く。

　　　　　理事長　１名、　副理事長　若干名、　会計　1名、　会計監査　１名　、　広報　1名

第８条　役員は理事会で、理事等の中から互選によって選出する。

第９条　役員は次の職務を行う。

　　　（理事長）本連盟を代表し会務を統括する。

　　　（副理事長）理事長を補佐し、理事長が事故等の場合その職務を代行する。

　　　（会計）本連盟の金銭出納を管理する。

　　　（会計監査）会計内容を監査し理事会に報告する。

　　　（広報）連盟の活動状況をインターネット等を通じて役員および会員に周知する。

第１０条　理事は理事会の決議に基づき、行事等の具体的な企画・運営を計りこれを管理する。

第１１条　理事並びに役員の任期は１カ年とする。但し再任を妨げない。

第５章　会　議

第１２条　本連盟の会議は理事会をいう。

第１３条　理事会の開催は次の通りとする。

　　　　（１）年度初め

　　　　（２）南港ポートタウンテニス大会前

　　　　（３）理事長または理事会が必要と認めたとき

第１４条　理事会は理事の半数以上の出席をもって成立する。ただし理事は事故あるときは代理人を出席させることができる。

第１５条　理事会は次の事項を決議する。

　　　　（１）年間行事計画

　　　　（２）予算ならびに決算

　　　　（３）役員の選出

　　　　（４）連盟規約に関する事項

　　　　（５）その他重要なる事項

第１６条　理事会は、理事長が議長となり出席者の過半数をもって決する。

第１７条　理事長は緊急を要する事項についてこれを執行することができる。但し、次の理事会に報告し承認を得なければならない。

第６章　会　計

第１８条　本連盟の経費は次のもので支弁する。

　　　　（１）本連盟加入会員及びクラブの年会費

　　　　（２）新しく加入するクラブの入会金

　　　　（３）行事開催ごとに徴収する参加費

　　　　（４）その他、本連盟の目的に反しない収入

第１９条　本連盟の会計年度は、毎年１月１日から１２月３１日とする。

第７章　附　則

第２０条　本規約中、別段の定めなき事項は理事会において決定する。

第２１条　本規約は、昭和６２年１月１日より実施する。

○昭和６３年１２月　４日　改定　　○昭和６４年　１月　７日　改定　　○平成　２年　１月　１日　改定

○平成１７年　１月　５日　改定　　○平成２１年１２月　５日　改定　　○平成２４年１２月　５日　改訂

○平成３０年１２月　１日　改定

**＜補　足＞会則の運用（平成２１年１２月　５日追記）**

会員資格　（第４条）：原則摘要

　　　　１．南港ポートタウン（咲洲を含む）地区に居住するもの。\*1

　　　　２．地区外に転出後も、既会員で継続して加盟するもの。

　　　　３．地区外のもので、日頃各クラブで活動に参加しクラブが加盟を推薦するもの

（準会員とよぶ：５年経過ご正会員とする）。\*3

　　　　４．準会員数は、各クラブ連盟会員数の２分の１以下とする。\*2

加盟テニスクラブ（第５条）：○加盟順

　　　　１．南港テニスクラブ①　　　　２．ひかりテニスクラブ①

　　　　３．フローラルテニスクラブ①　４．グリーンコスモテニスクラブ⑤

　　　　５．かもめテニスクラブ⑥　　　６．フロンティアテニスクラブ⑦

　　　　（休会）エバーグリーンテニスクラブ①

役員の選出（第８条）

　　　　　○会計は各クラブが順番に担当する。

(`18）ひかり→(`19）コスモ →(`20）南港→(`21）フローラル→(`22)かもめ→(`23）フロンティア

　　　　　○会計監査は原則として前年度会計が担当する。

　　　　　○広報は、各クラブが順番に担当する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　\*4

(`18）フロンティア→ (`19）ひかり→(`20）コスモ →(`21）南港→(`22）フローラル→(`23)かもめ

理事会の開催（第１３条）

　　　　１．総会（前年度および新年度理事等合同、１２月に開催）

　　　　　　○前年度活動報告・会計報告

　　　　　　○新年度役員選出、活動計画、年間予算

　　　　２．月例会議（原則として毎月第１土曜）

　　　　　　○コートの割り振り（翌々月分）

　　　　　　○テニス大会の打ち合わせ（参加費徴収）、報告

　　　　　　○その他

コート割当（第１５条）

土曜日：南港ＴＣの過去の協力実績を考慮し次のとおりとする。（表示は前半：後半）

　　　　　　第１＝南港：ひかり　第２＝コスモ：南港　第３＝南港：フローラル

　　　　　　第４＝かもめ：南港　第５＝南港：抽選　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　\*4

日曜祝祭日：行事等を予定する場合、原則、各クラブに優先的に割り当てる。

　　　　＊→コスモ→フロンティア→フローラル→かもめ→ひかり→＊の順に希望する区分を指定する。

ただし優先枠を使用後1回パス。　順番は次月に持ち越す。南港は保留。

決　議（第１６条）運営を円滑に行うため理事会では次のように運用する。

　　　　１．重要事項は全クラブの合意の上で決定する。

　　　　２．一般事項は４クラブ以上の賛同で決定する。

会　費（第１８条）－（１）

　　　　会員会費：会員1名ごと年間　　１，０００円

　　　　　　　　　登録申請時（年度初め：２月、都度）に納入

　　　　クラブ会費：クラブごと年間　１０，０００円

　　　　　　　　　年度初め（２月）に納入

新入クラブ入会金（第１８条）－（２）

　　　　発生時に、理事会で審議

慶弔金（第１８条）

　　　　会員本人死亡　香典　１０，０００円、結婚　１０，０００円

会計年度（第１９条）

　　　　１月以降の運営を円滑に進めるため、便宜上１１月末日を持って決算し、１２月初旬の総会で報告、承認を得る。

\*1、\*2：H21.12.5改訂

\*3：H24. 12.5改訂

|  |
| --- |
| 行事：南港ポートタウンテニス大会（第３条（１））、参加費（第１８条） |
| ○連盟会員とは準会員を含む大会当日までの連盟登録者　○1月にシングルス大会　○その他理事会にて決定 |
| 　 | 行事名 | 開催月 | 内容、形式 | 参加資格 | 参加費 | 備考 |
| 1 | 春のテニス大会団体戦 | ４月 | クラブチーム(６名)対抗男Ｗ・女Ｗ・混Ｗ | 連盟会員 | 6,000円/ﾁｰﾑ | 準会員３名以内/ﾁｰﾑ |
| 2 | 混合ダブルス大会（乙井杯） | ６月 | 混合ダブルス | １名は連盟会員 | 2,000円/ﾁｰﾑ | 　 |
| 3 | 男女別ダブルス団体戦 | ７月 | クラブ男女別チーム(４名)対抗　Ｗ×２ | 連盟会員 | 4,000円/ﾁｰﾑ | 準会員２名以内/ﾁｰﾑ |
| 4 | 南港オープンテニス選手権大会 | ８月 | ダブルストーナメント戦男Ｗ・女Ｗ・混Ｗ・シニアＷ | １名は連盟会員または咲洲地区に居住･通学･通勤している者 | 連盟会員・中学生1,000円/人　　その他2,000円/人 | 小学生不可　 |
| 5 | 地域杯争奪戦団体戦(高野杯) | ９月 | クラブチーム(６名)対抗男Ｗ・女Ｗ・混Ｗ | 原則住之江区民もしくは連盟会員 | 6,000円/ﾁｰﾑ |  |
| 6 | 秋のテニス大会団体戦 | 10月 | クラブチーム(６名)対抗男Ｗ・女Ｗ・混Ｗ | 連盟会員 | 6,000円/ﾁｰﾑ | 準会員３名以内/ﾁｰﾑ |
| 7 | ダイヤモンドカップテニス大会 | 11月 | ダブルストーナメント戦または総当たり戦など(参加数により工夫） | 連盟会員･OB会員咲洲地区居住者男性６０歳以上･女性５５歳以上 | 1,000円/人 |  |

＊年齢の数え方は、日本テニス協会に準じ「その年の内に規定の年齢に達する」こととする。

＊団体戦のメンバー表提出後、やむをえない事情で出場できない選手が出た場合の補充方法について

　(１)チームに欠員が出た場合は、その分の補完を認める。

　(２)同じクラブの他のチームに人数の余裕がある場合、選手の移動を認めるが交換することは認めない。

(３) 連盟登録料は、いかなる場合も返金しない。

＊飲酒しての試合を禁止する。

＊当日悪天候の場合、朝7時に担当クラブと連盟役員がコートに集合して協議し、試合の可否を決定する。 　　　　　　 \*5

キッズテニスクラブ （第３条（２））

１．南港テニス連盟は、テニスを通じて地域の子どもたちの身体的、精神的、社会的成長と健康の育成を目的としたキッズテニスクラブを運営する。

２．毎日曜、朝9時から13時、コートを確保し、各クラブ輪番でコーチを派遣する。

なお、運営の詳細についてはキッズテニスクラブの保護者会に一任する。 　 　　　　　　 \*6

\*4･5･6 : H30( ’18) 12.1改定